

恵庭市ヒアリング調査結果について

今年 4 月より家庭ごみを有料化した恵庭市では、戸別収集の導入が進んでいる。
そこで、戸別収集の導入状況をヒアリングしてきた（11/8）ので、調査結果を報告する。

本市との最大の違い

『ステーションは市ではなく、地域（町内会等）で管理すること。』

1 戸別収集地域拡大の経緯について

- 恵庭市では、昭和 35 年の「恵庭町清掃条例」の施行に伴い、ごみ収集を開始したが、当時から、ステーション収集と戸別収集が混在している状況にあった。
- 現在では、集合住宅等を除く、全世帯の 80% 程度の世帯で戸別収集を実施している。
- 戸別収集拡大の理由は次のとおりである。

方針1 不適正排出ごみは絶対に収集しない。

方針2 ステーション管理は町内会等で行う。

もし、不適正排出ごみを
町内会等が適正処理をしないと・・・



不適正排出ごみは、延々とステーションに取り残される。



町内会等が、ステーション管理に耐え切れなくなる。



戸別収集導入地域の増加

2 排出方法等について

- 自宅の門前（敷地外）の道路等に袋を縛って排出する。
（袋を縛っていないものについては不適正排出ごみ扱いとなる。）
- 不適正排出者に対しては、パトロール員が直接指導に当たる。
- 排出する際には、ネットやボックスを利用する世帯が 7 割程度であり、最近では市販の戸別ステーションを設置する世帯も増加している。
- 指定ごみ袋のまま直接排出する世帯もあるが、今のところ、特にカラス被害は問題となっていない。
- 指定ごみ袋の大小に関わらず、一度に 5 個までしか排出することはできない。5 個以上の場合には、直接搬入にて受け入れている。なお、直接搬入の場合は、指定ごみ袋による搬入は認めておらず、10kg 当たり 70 円の手数料を徴収している。